

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>第一条〜第七十一条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第一 (第二条、第四条関係) 略</p> <p>備考</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 九の項の第二欄に掲げる産業の分類は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件 (平成二十五年総務省告示第四百五号) に定める日本標準産業分類による。</p> <p>六</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区</p> <p>以下 略</p>	<p>第一条〜第七十一条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第一 (第二条、第四条関係) 略</p> <p>備考</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 九の項の第二欄に掲げる産業の分類は、統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件 (平成二十一年総務省告示第七十五号) に定める日本標準産業分類による。</p> <p>六</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区</p> <p>以下 略</p>